

令和5年石川県能登地方を震源とする地震

住宅の応急修理 Q&A(事業者説明会での質問関係)

石川県土木部建築住宅課

令和5年5月18日

	Q	A
1	申請時点でり災証明書の添付は必須か。	<p>り災証明書が交付されるまでに、ある程度期間を要することが想定されることから、り災証明書の交付前であっても申込みを受け付け、できるところから審査を進めることが望ましいです。</p> <p>その際、被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊等)」ことが明らかになった場合には、制度の対象とならないことを被災者に伝え、その旨を了解したことの書面を被災者から提出してもらった上で、申込みを受け付けることが望ましいです。</p> <p>※「被災した住宅の修理に係る事前準備及び発災時対応のための手引き」(令和3年5月内閣府政策統括官(防災担当))</p>
2	被害状況の写真はすべて4方向から撮影する必要があるのか。	<p>すべて4方向である必要はありませんが、被害箇所が分かるように撮影する必要があります。</p> <p>なお、給湯器など電気設備を対象とする場合には、被害箇所の分かる全景や箇所写真に加え、品番が分かる写真も撮影してください。</p>
3	被災者への見積り書と応急修理制度への申請見積り書は同じものでもよいか。(応急修理制度対象の内外が含まれている。)	<p>応急修理の対象・対象外の判別を記載する形であれば、差し支えありません。</p>
4	対象となる住宅は準半壊以上とのことだが、どのように判断すればよいのか。	<p>各市町で発行するり災証明書に記載される被害程度で判断することになります。</p>
5	風呂(ユニットバス)が被害を受けた場合、対象となるのか。	<p>対象となります。</p>
6	<p>風呂の仕様がタイル仕上げの場合、タイル仕上げからユニットバスへの交換も対象となるか。</p> <p>※タイル仕上げの場合、左官職人の不足や確保のため、早期再建に必要以上に日数を要する可能性あり。</p>	<p>タイル部分の損傷について、交換が必要か補修で対応可となるかなど、損傷程度を個別に判断が必要です。</p> <p>仕様の変更を検討される場合は、市町の担当窓口にご相談ください。</p> <p>仕様の変更を行う場合は、同等品しくは後継機より、納期が早く早期の生活再建が可</p>

	Q	A
		能、価格が安いなど明確な理由がない場合は認められません。
7	給湯器の方式をガス→灯油、灯油→ガスなど方式の変更は認められるか。	方式の変更を行う場合は、同等品しくは後継機より、納期が早く早期の生活再建が可能、価格が安いなど明確な理由がない場合は認められません。
8	モルタルで仕上げられた外壁・軒天等が壊れた場合、モルタル仕上げからサイディングやガルバリウム鋼板に変更することは可能か。グレードアップとみなされるのか。	屋根の修理(瓦→ガルバリウム)と同様に、モルタルからガルバリウム鋼板・サイディングへ変更することは可能です。
9	家電は対象外で、システムキッチンと一体となって内蔵(ビルドイン型)される IH キッチンヒーターは対象とのことだが、システムキッチンに内蔵されるガスコンロも同様に対象としてよいか。	システムキッチンと一体となったガスレンジの場合は IH と同様に対象となります。 なおガス→IH などの方式の変更は認められません。
10	システムキッチン一体型の食洗器は対象となるのか。	食洗器は、炊事に必要な IH コンロとは異なり、日常生活に必要最小限度の修理とは言えないため対象外となります。
11	地震によって損傷した台所の換気扇についても、対象としてよいか。	台所の設備として対象となります。
12	建具、設備、屋外給湯器等のグレードアップが図られた場合、機器等の交換費用全額が対象外となるのか。グレードアップ分の差額相当を対象としてよいか。	「住宅の応急修理に関する Q&A」の Q24 に記載のとおり、仕様がグレードアップになる工事については、応急修理の趣旨・目的と合致しないことから、原則、応急修理の対象とは言えません。グレードアップを含む工事を応急修理の対象として計上することは控えていただくようお願いいたします。 差額分の請求もできません。
13	①住宅の照明器具は対象となるのか。 ②天井埋め込み型ダウンライトは対象としてよいか。	①家電設備に該当するため、対象となりません。 ②家電設備に該当するため、対象となりません。電球までの電気配線等の修理は対象となります。

	Q	A
14	地震によって浄化槽が浮き上がった場合、浄化槽の埋め戻しは修理の対象としてよいか。(浄化槽の利用が可能)	利用が可能であっても、適正な勾配等の修理が必要であれば対象となります。
15	被災者から委任により施工者が応急修理の申請手続きを行うことは可能か。	施工者に委任することは、認めていません。
16	申請書の押印は不要か。 申請書への記載は直筆でなく、印字でも良いか。	押印は不要です。 申請書は直筆、印字も問いません

【緊急の応急修理について】

	Q	A
1	ブルーシートの展張箇所について、軒先の瓦のズレも対象となるのか。	軒先からの雨水の侵入により、住家の被害が拡大する恐れがある場合は対象となります。